

佐賀県警察において実施予定の再発防止策

行為の種類

① 検査の実施を装い、「DNA型は検出されなかった。」などとしたもの

② 鑑定作業の終了後、余った資料を紛失し、本来のものとは異なる資料を返還

③ 鑑定作業の終了後、決裁を上げる際に、実際の作業日を別の日付に書き換えたもの

④ 「鑑定資料の入っていない溶液」の検査結果について、数値や日付を書き換えたもの

⑤ 「鑑定資料の入っていない溶液」等の検査結果について、波形を組み合わせたもの

⑥ その他（①～⑤の類型に当てはまらないもの）

ア 当該職員の鑑定でDNA型が検出されなかったもの（再鑑定により一部検出）

イ 資料の管理がずさんで、付属物を紛失したもの

ウ 鑑定の必要がないのに、資料の一部を使ったもの

エ 鑑定結果を得たのに、回答しなかったもの

要因

① 適正な鑑定業務に係る職員の倫理観の欠如

行為の種類 ①～⑥

② 鑑定作業の各段階におけるチェック不足

行為の種類 ①～⑥

③ 不十分な決裁機能

行為の種類 ①、③～⑤、⑥のウ

④ 鑑定依頼所属と科学捜査研究所との連絡体制の不足

行為の種類 ⑥のエ

再発防止策

① 職員の倫理観のかん養

- ・ 幹部による全所属に対する巡視
- ・ 署長会議における指示
- ・ 少人数ミーティング
- ・ 部外講師によるマネジメント研修
- ・ 公文書に関する教養

② 鑑定作業のチェック機能の強化

担当上司が立ち会い、複数の目でチェック

- ・ 警察署等から、鑑定の依頼を受けたとき
- ・ 作業前に、対象資料の外観を目視確認するとき
- ・ 対象資料から、作業に必要な部分を切り取るとき
- ・ DNA濃度の計測結果を印字するとき
- ・ DNA型の分析結果（波形）を印字するとき
- ・ 作業後、余った資料を警察署等に返還するとき

③ 決裁時における確認の厳格化

④ 科捜研の体制強化

- ・ 鑑定担当者の増員
- ・ 署との調整窓口の設置
- ・ 作業支援担当者の配置

⑤ 職員教養の充実

- ・ 他県の科捜研への派遣
- ・ 他県の広域技能指導官の招致
- ・ 他県の科捜研幹部職員の招致

⑥ 外部からの指導

- ・ 警察庁からの重点的な業務指導
- ・ 外部有識者による教養